

令和5年度 第3回 玉掛け技能講習のご案内

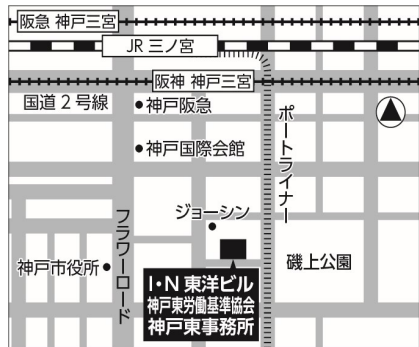
労働安全衛生法第61条就業制限に基づく、つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛け業務に係る技能講習を下記のとおり開催いたします。多数受講下さるようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 学科:【1日目】令和5年11月21日(火)8時50分～17時00分 【2日目】11月22日(水)8時50分～16時10分
実技: 令和5年11月23日(木)8時20分～17時55分

2. 場 所 学科 神戸東労働基準協会研修室 神戸市中央区八幡通3丁目2-5 I・N東洋ビル6階
実技 神戸製鋼所 神戸線条工場 神戸市灘区灘浜東町2

3. 講習カリキュラム(19H及び15H)

		時 間	講 習 科 目	規定時間数	受講対象	会 場 案 内 図
学 科	1 日 目	8:30～ 8:50	受付		全 員 (受講資 格①②)	 (JR、阪急、阪神「三宮駅」より南へ徒歩約8分)
		8:50～ 9:00	オリエンテーション			
		9:00～10:30	クレーン等の玉掛けの方法	1時間30分		
		10:30～10:40	休憩			
		10:40～12:10	クレーン等の玉掛けの方法	1時間30分		
		12:10～12:50	昼食			
	2 日 目	12:50～14:50	クレーン等の玉掛けの方法	2時間	受講資格 ② 全 員 (受講資 格①②)	
		14:50～15:00	休憩			
		15:00～17:00	クレーン等の玉掛けの方法	2時間		
		8:30～ 8:50	受付			
		8:50～ 9:00	オリエンテーション			
		9:00～10:30	クレーン等の玉掛けに必要な力学	1時間30分		
		10:30～10:40	休憩			
		10:40～12:10	クレーン等の玉掛けに必要な力学	1時間30分		
実 技	1 日 目	12:10～12:50	昼食(16H受講者は12:20より受付)		学科試験 合格者	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 (詳細は、学科の際にお伝えします)
		12:50～13:50	クレーン等に関する知識	1時間		
		13:50～14:00	休憩			
		14:00～15:00	関係法令	1時間		
		15:00～15:10	休憩			
		15:10～16:10	<修了試験>	1時間		
		8:00～ 8:20	受付			
		8:20～ 8:30	オリエンテーション			
		8:30～ 9:00	質量目測及び用具の選定 講義	30分		
		9:00～ 9:30	質量目測及び用具の選定 試験	30分		
		9:30～10:30	合図の方法(運転のための合図)	1時間		
		10:30～10:35	休憩			
		10:35～11:35	クレーン等の玉掛け(基本作業)	1時間		
		11:35～12:35	クレーン等の玉掛け(応用作業)	1時間		
12:35～13:15	昼食					
13:15～14:45	クレーン等の玉掛け(応用作業)	1時間30分				
14:45～14:50	休憩					
14:50～16:50	クレーン等の玉掛け(応用作業)	2時間				
16:50～16:55	休憩					
16:55～17:55	<修了試験>	1時間				

4. 受講資格と料金(消費税込)

		料 金			備 考
受 講 資 格 等		免除科目	講習料	テキスト	
①	・免許所持者(クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置)	学科:力学	19,800	1,430	21,230
	・技能講習修了者(床上クレーン、小型移動式クレーン)	*実技:合図			
②	上記①以外の者	なし	22,000	1,430	23,430

【注1】玉掛け実務経験者等の免除の取り扱いはありません。*注2)実技講習における合図免除の取り扱いはありません】

・受講料は、申込後10日以内に下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)

振込口座(みなと銀行 三宮支店 普通口座1756989 シャ)兵庫労働基準連合会神戸東事務所)

5. 定 員 20名 受付終了日:令和5年11月13日(月) ただし、定員になり次第締め切ります。

6. 申込方法

- ・受講申込みは、ホームページ(<https://kobeigashi.com>)にてお願いします。(写真ならびに受講資格証等の貼付は受講申込画面にて確認下さい)
- ・顔写真は修了証発行のため全員貼付、または受講資格を必ず選定し、①の方は、資格免許証等も貼付して下さい
- ・受講申込画面にて送信すると自動受付メールが届きます。万一、届かない場合はご連絡下さい

7. 受講時準備品

受付: 受講票及び本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、社員証)

学科: 筆記用具(鉛筆、消ゴム)、電卓持込み可(スマホ・携帯は不可)、マスク、昼食 等

実技: 筆記用具(鉛筆、消ゴム)、ヘルメット、作業服上下(長袖)、安全靴、脚絆、保護効手、手袋、印鑑、電卓持込み不可、マスク、昼食 等

8. その他

- ・欠席、遅刻、早退等は講習時間不足につき受講無効扱いとし、原則修了証は交付いたしません。
- ・納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが、受講日の5日前までに申出下さい
- ・会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場はありません)
- ・ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

Web受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

① 氏名の入力

Webによる申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例：

神戸 太郎(兵庫 太郎)

② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの
尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。

ご相談、ご質問は下記まで

神戸東労働基準協会

078-222-1001